

ボランティア清掃ごみの分別・処分の方法

分別

〔ごみは、『可燃ごみ』、『不燃ごみ』、『スプレー缶類』、『その他』の4種類に確実に分別してください〕

【可燃ごみ】

紙、ビニール、ペットボトル、発泡スチロール、布、やわらかいプラスチック類 など



【不燃ごみ】

空き缶、ビン、金物、硬いプラスチック類 など



【スプレー缶類】

スプレー缶類(穴を開けて下さい)、ライター、乾電池

【その他】

タイヤ、建築廃材、農業用資材、冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、パソコン等持ち込めないものは、環境保全課へご相談ください

処分

自身で持込む場合

◎ 公用ごみ処分依頼書(以下「依頼書」という)とは、ボランティアごみをクリスマスプラザ等へ持ち込むときに、処分料を市負担とするための書類です

1

自治会等 → 環境保全課

持込予定日の1週間前までに下記①～③をお知らせください。

(電話・FAXでも受付可能です)

電話 65-6513

FAX 64-1437

- ① 自治会等名
- ② 持込日
- ③ 持込車両の車種・車番

2

環境保全課 → 自治会等

依頼書を処分日までに郵送します

※ 処分場にゴミを持ち込みされる際、必要になります

◇ 従来どおり、平日に本庁及び北部合同庁舎内くらし窓口課で確認して依頼書を交付することもできます

3

清掃活動

4

自治会等 → 処理施設への持込

依頼書は車両1台に1枚必要ですが、やむをえず追加する場合はコピーも可とします

※ 持込日を変更される場合は、新しい依頼書を郵送しますので、至急ご連絡ください(0749-65-6513)